

農地中間管理事業の推進に関する法律（平成 25 年法律第 101 号）第 26 条第 1 項に基づく農業者等の協議が行われたので、同項の規定により下記のとおり公表する。

平成 30 年 12 月 25 日

記

1. 協議の場を設けた区域の範囲

- ・ つるみね地域

2. 協議の結果を取りまとめた年月日

- ・ 平成 30 年 12 月 18 日

3. 当該区域における今後の地域の中心となる経営体（担い手）の状況

- ・ 11 経営体

法人	1 経営体
個人	9 経営体
任意組織	1 組織

4. 3 の結果として、当該区域に担い手が十分いるかどうか

- ・ 担い手はいるが十分ではない

5. 農地中間管理機構の活用方針

- ・ 地域の農地所有者は原則として農地中間管理機構に貸し付ける
- ・ 農業をリタイア・経営転換をする人は、原則として農地中間管理機構に貸し付ける
- ・ 担い手の分散錯圃を解消するために利用権を交換しようとする人は、原則として農地中間管理機構に貸し付ける

6. 地域農業の将来のあり方

- ・ 取組事項：複合化、6 次産業化、高付加価値化、新規就農の促進
- ・ 高齢化や後継者不在により耕作が困難になった農地について、今後の地域の中心となる経営体に農地集積を図り、作業の効率化と規模拡大を目指す。